

## 1. 浜松町駅・竹芝駅周辺地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針 (法第19条の15第2項第一号)

### 1-1. 浜松町駅・竹芝駅周辺地区における都市再生安全確保計画の意義

浜松町駅・竹芝駅周辺地区は、多くの滞在者人口と都市機能が集積するエリアであり、羽田空港へのアクセス利便性に優れた東京の玄関口となる国際競争拠点である。

浜松町駅・大門駅周辺には業務を中心とした都市機能が集積し、線路より東側には文化・交流施設や集客施設が位置しており、駅を中心とした多様な機能を備えた複合市街地が形成されている。

また、浜松町駅の東側には旧芝離宮恩賜庭園が位置し、日比谷通りの西側には避難場所である芝公園が位置しており、まとまった公園空間が存在する。

さらに、臨海部には旅客輸送を行っている竹芝ふ頭・日の出ふ頭が位置しており、多くの観光客が利用しているとともに、災害時には物資輸送の拠点となる海上輸送基地等に位置付けられている。

当地区は、多くの就業者・来街者・駅利用者等が利用するエリアであり、災害時には駅周辺等への退避者の集中や大量の滞留者・帰宅困難者の発生等のリスクを抱えているとともに、立地企業等の事業の継続が困難となることを通じた、都市機能の低下等のリスクを抱えている。

一方、浜松町駅周辺では、「浜松町駅周辺滞留者対策推進協議会」が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいる。

加えて、平成24年1月には特定都市再生緊急整備地域の指定がなされ、都市機能の集積と都市基盤の強化を通じた国際的なビジネス拠点の形成が求められているエリアであり、今後連続した都市開発事業の進行が見込まれる。

本計画は、浜松町駅・竹芝駅周辺地区を対象に、災害時の駅周辺の混乱防止・人的被害の抑制及び平常時の安全性・快適性の向上を通じた、防災対応力と都市機能の継続性の強化を官民連携で図り、積極的な安全確保による東京の玄関口にふさわしい安心・安全な街を実現するものである。

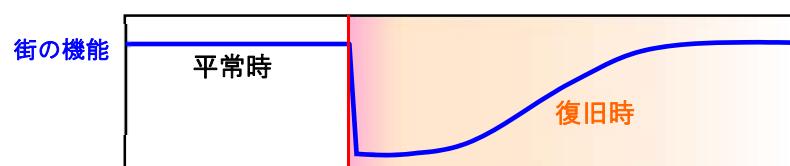
### 1-2. 都市再生安全確保計画の目標

ハード・ソフト両面の取り組みにより、発災直後の混乱がなく、来街者にとっても安心できる街となり、災害が起きても平常時の状態にいち早く復旧し、業務継続が可能な災害に強い街をつくりだす。これにより、安心・安全のシンボルとなり周辺地域に活力を生み出す街となるよう、官民連携での一体的取組による積極的な安全確保を図り、街の価値向上につなげることを目指す。

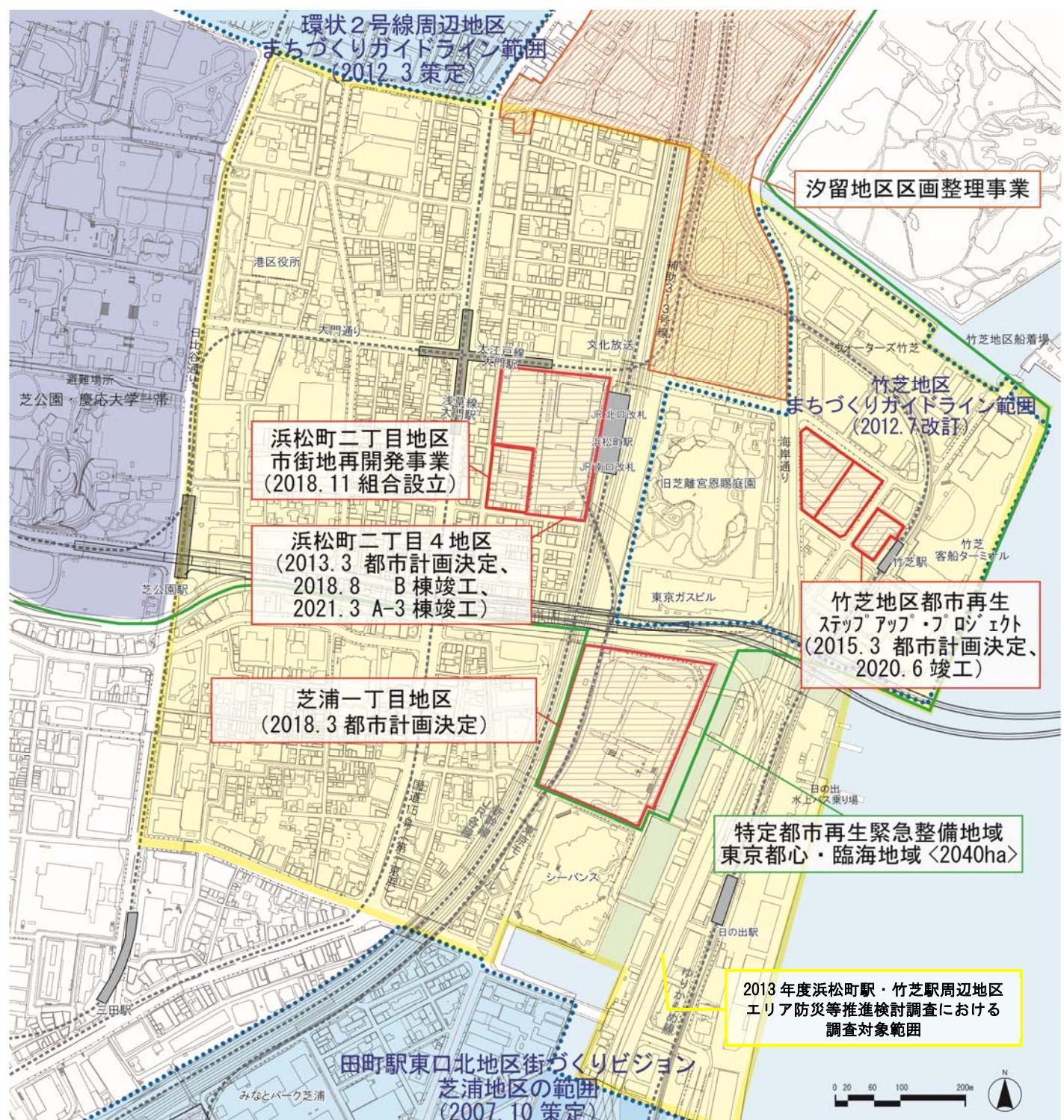
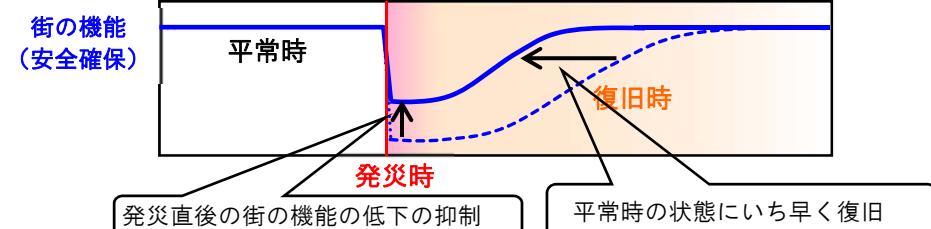
＜官民の一体的取組により積極的に安全を確保することで、街の価値向上を実現＞

- ①発災直後の混乱がなく、来街者にとっても安心できる街
- ②災害が起きても平常時の状態にいち早く復旧し、業務継続可能な街
- ③総体として安心・安全のシンボルとなり周辺地域に活力を生み出す街

【現在】



【積極的に安全を確保した街の将来像】



### 1-3. 都市再生安全確保計画の作成および実施の体制

都市再生安全確保計画の作成は、法定協議会である東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会の部会として、「浜松町駅・竹芝駅周辺地区部会」が主体となって行う。

また、都市再生安全確保計画に定められた事業等は、部会の構成員である各主体が、浜松町駅周辺滞留者対策推進協議会の構成員をはじめとする関係者と連携しながら計画的に実施する。

東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会

浜松町駅・竹芝駅周辺地区部会

連携  
浜松町駅周辺  
滞留者対策推進協議会

## 1-4. 浜松町駅・竹芝駅周辺地区における被害の検討等

### 1-4-1. 地区の現状

本地区には7線5駅2港が位置しており、多くの就業者・来街者・駅利用者が集積するエリアであり、災害時には大量の屋外滞留者・帰宅困難者が発生する恐れがある。

一方、国道15号（第一京浜）や都道316号（海岸通り）をはじめとした幹線道路は、緊急自動車専用路・緊急輸送道路等に位置付けられており、災害時には緊急通行車両が優先され、歩行者の通行の制約になる。

湾岸部には海上輸送基地や一時滞在施設など、災害時の重要な防災拠点が位置している。

### 1-4-2. 想定する被害のシナリオ等

#### 1-4-2-1. 想定する災害

地震による被害状況を整理するため、直下型、津波型の2つの災害ケースを想定する。

想定する災害	
直下型の場合	津波型の場合
東京湾北部地震 / 東京都 地域防災計画（平成26年修正） マグニチュード7.3 発生頻度：今後100年程度以内に起きる可能性が高く、ある程度の切迫性が高いと考えられる。 被害：死者9,700人、建物被害304,300棟 / 東京都の被害（被害が最大）	元禄型関東地震 / 港区 地域防災計画（平成28年修正） マグニチュード8.2 発生頻度：2,300年に一度/30年以内発生確率ほぼ0% 被害：東京都の被害想定をもとに、港区で独自に行なったシミュレーション結果をベースとする。 (防潮施設機能不全/液状化あり（被害が最大）)

#### 1-4-2-2. 被害シナリオと災害時に発生する事象

災害発生直後（段階1）、災害発生から数時間後（段階2）、災害発生から3日（段階3）、災害発生後3日～混乱が収まるまで（段階4）の4段階のシチュエーションを想定する。

各段階の検証においては、東京都被害想定（H24）における港区滞留者人数をもとに、本地区の屋外に発生する滞留者・帰宅困難者数を設定し、被害の拡大や長期化を見据えた幅のある検証を行う。

#### 【段階1：災害発生直後】

ビルの安全性が確認されるまで超高層以外のオフィスビルから一旦屋外に出る場合の屋外一時滞留者は約65,820人となる。これらの屋外一時滞留者に対する主要な道路の歩道や公開空地等の割合をみると、線路西側では1m<sup>2</sup>/人（避難場所の有効避難空間の1人当たりの面積/東京都地域防災計画）を下回っており、車道等に人があふれる等、混乱が生じる恐れがある。

#### 【段階2：災害発生から数時間後】

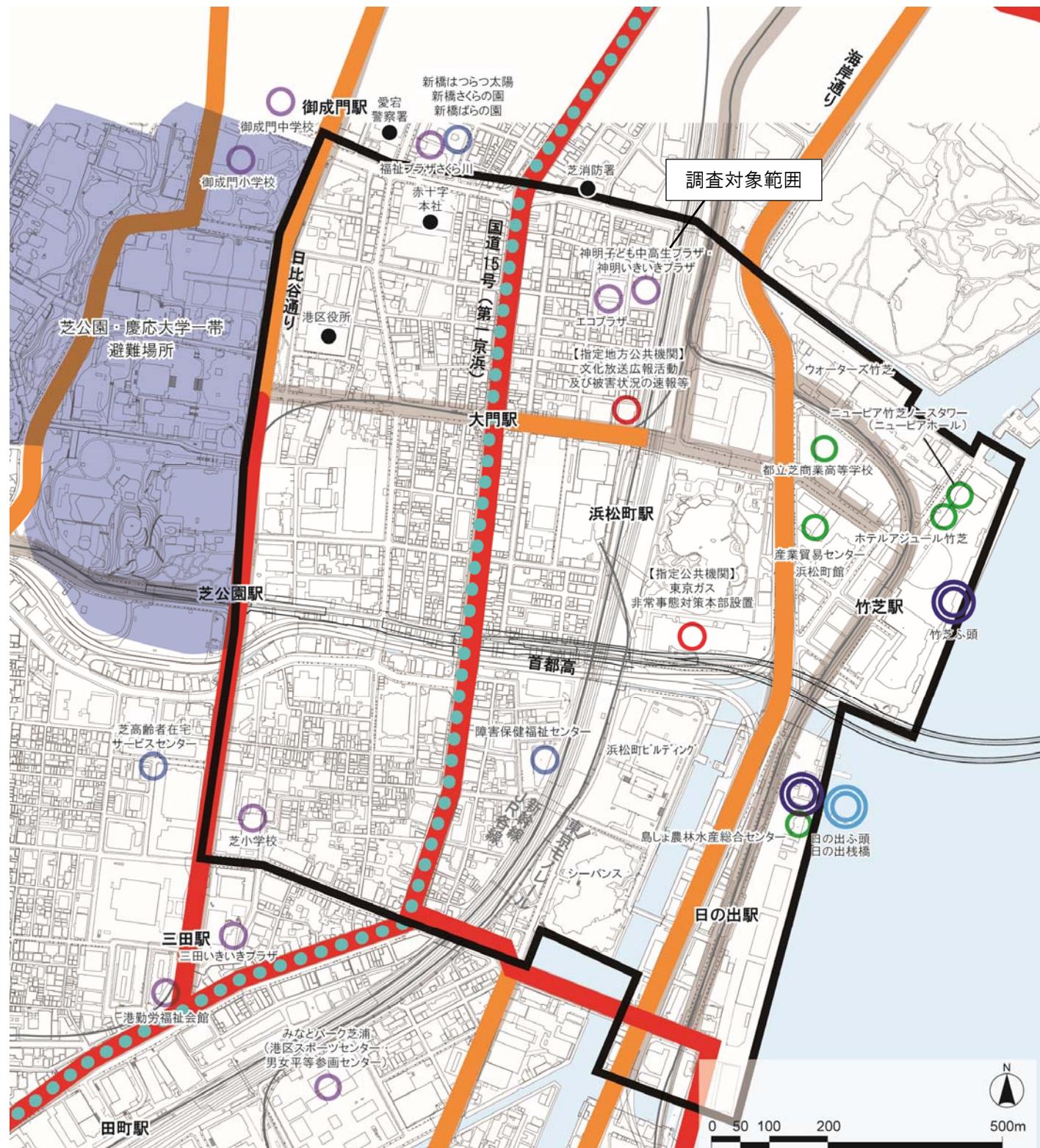
超高層以外の旧耐震ビルにおいてビルの安全性が確保できずビル内に留まることができない場合、屋外滞留者は約46,933人となり、受け皿となる一時滞留スペースが不足する。更に津波型地震の場合、津波浸水の恐れのある地上のオープンスペースに退避することが出来なくなり、一時滞留スペースへの退避ルートに多くの屋外滞留者が集中・混雑し、円滑な退避が出来ない恐れがある。

#### 【段階3：災害発生から3日間】

屋外に発生する帰宅困難者は約17,900～32,500人となり、帰宅困難者滞在スペースが不足する。

#### 【段階4：災害発生後3日間～混乱が収まるまで】

各ビルや一時滞在施設等の多くの帰宅困難者が帰宅する段階となり、帰宅支援や復旧支援等が必要となる。



#### 凡例

##### 調査対象範囲

○ 浜松町駅周辺エリアの防災拠点の位置づけ

##### 【災害対策基本法／国】

○ 指定公共機関・指定地方公共機関

：国や地方自治体と協力して  
緊急事態に対処する機関

※指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共の機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの

※指定地方公共機関：地方独立行政法人及び港湾法第四条第一項の港務局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共の施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの

● ● ● 緊急自動車専用路：大規模災害時に、緊急自動車を最優先で走行させ、救護活動等を迅速に行なうための道路

##### 【東京都地域防災計画／東京都】

■ 広域避難場所：震災時、火災の延焼による危険から避難する場所

##### ○ 一時滞在施設（都立施設）

○ 海上輸送基地：他県などからの緊急物資等の受け入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点

○ 水上輸送基地：東京港周辺の運河や低地の河川などにおける、広域輸送基地（海上輸送基地等）を補完する拠点

##### 【港区地域防災計画／港区】

○ 区民避難所（地域防災拠点）：

災害時による家屋の倒壊などの被害を受けた人の一時的な生活場所で水・食料などを供給し、地域防災拠点として情報などを発信する場所

○ 福祉避難所：在宅の災害時要援護者のうち、優先度の高い人や区民避難所での生活が困難な人のために開設する施設

##### ○ 道路ネットワーク

■ 緊急輸送道路

（東京都建設局指定）  
※緊急輸送道路：地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行なうため知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

■ 特定緊急輸送道路  
(沿道建築物の耐震化推進条例に基づく)  
※特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要のある道路を指定したもの。耐震化補助制度がある。

## 帰宅困難者等の推計

地区内で災害時（ピーク時：14 時台）に発生する滞留者数等は以下のように算出する。

### ① 就業者の滞留者数

港区全域の屋内被災者（業務） 858, 650 人

※平成 24 年 港区防災危機管理室

「東京都の被害想定結果（想定地震別最大被害）（港区データ）」より

約 30%（港区全域に対するゾーン発集量の割合）

※平成 20 年 東京都市圏パーソントリップ調査（PT 調査）より

地区周辺の屋内就業者の被災者 257, 163 人

昼間人口割合を基に町丁目毎に地区内に配分  
※平成 22 年 国勢調査より

地区内の就業者の滞留者 88, 978 人

### ② 来街者の滞留者数

港区全域に滞留する来街者 89, 053 人

※「東京都の被害想定結果（想定地震別最大被害）（港区データ）」中

屋外被災者 50, 573 人と滞留場所不明人口 38, 480 人の合計値

約 30%（港区全域に対するゾーン発集量の割合）

※PT 調査より

地区周辺に滞留する来街者 26, 671 人

地区内西側：昼間人口割合を基に町丁目毎に配分  
※国勢調査より

地区内東側：集客施設収容人数を基に設定（5, 544 人）

地区内の来街者の滞留者 11, 977 人

### ③ 駅からの屋外滞留者数

駅間にいる列車の乗車人数

+

駅の構内にいる乗降待ち人数

||

駅からの屋外滞留者 10, 225 人

※平成 23 年 國土交通省統計情報（各路線の定員数）より

※平成 22 年 都市交通年表（終日の混雑率）より

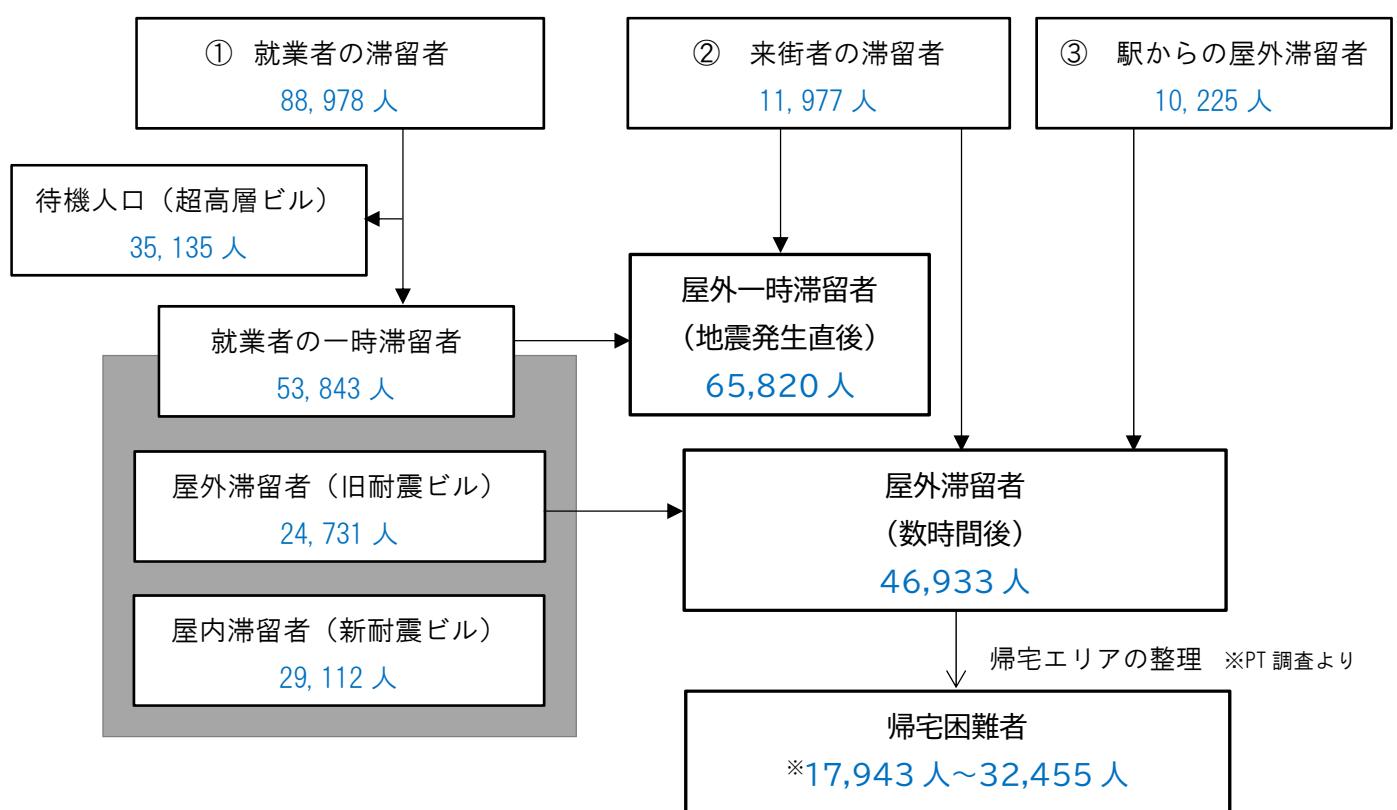
※各駅の 14 時台の改札利用人数をもとに

5 分平均の乗降待ち時間を算出

浜松町駅 6, 412 人、大門駅 1, 980 人、芝公園駅 1, 226 人、

竹芝駅 306 人、日の出駅 301 人

## ■帰宅困難者算出フロー図

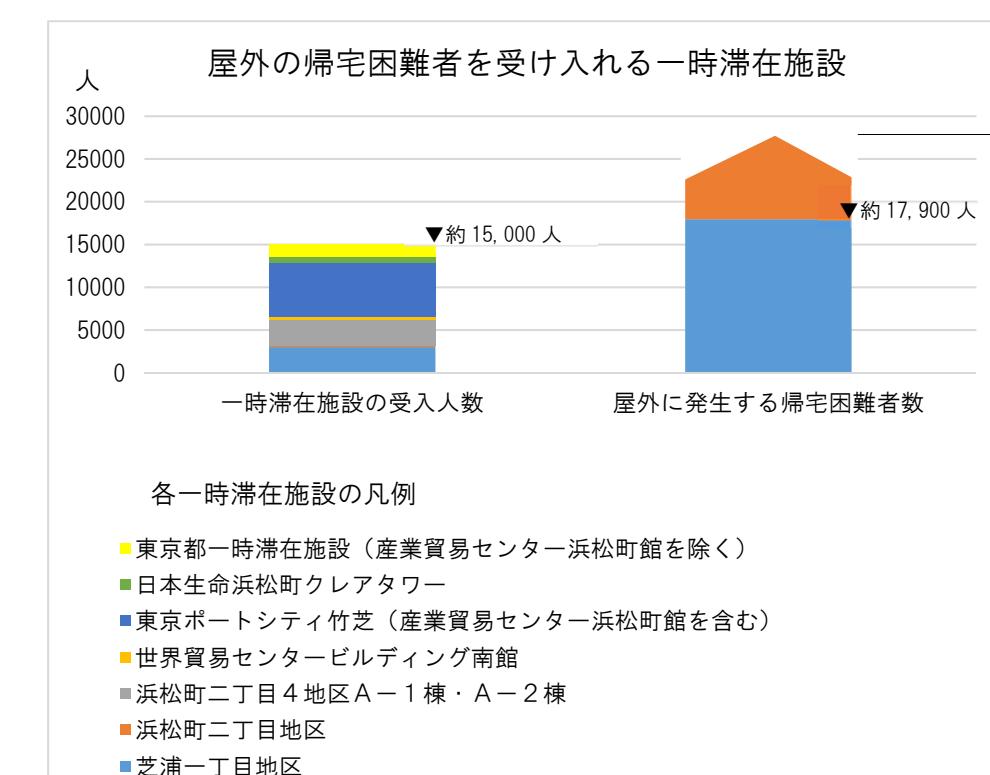


※17,943 人：東京 23 区外の帰宅困難者数

32,455 人：都心 3 区（千代田・中央・港）外が帰宅困難となった場合の帰宅困難者数

環状 7 号線以降が帰宅困難とな  
った場合の上振れ

東京 23 区外の帰宅困難者数



・対象区域から概ね 15 km～20 km 圏内に東京 23 区が位置している。

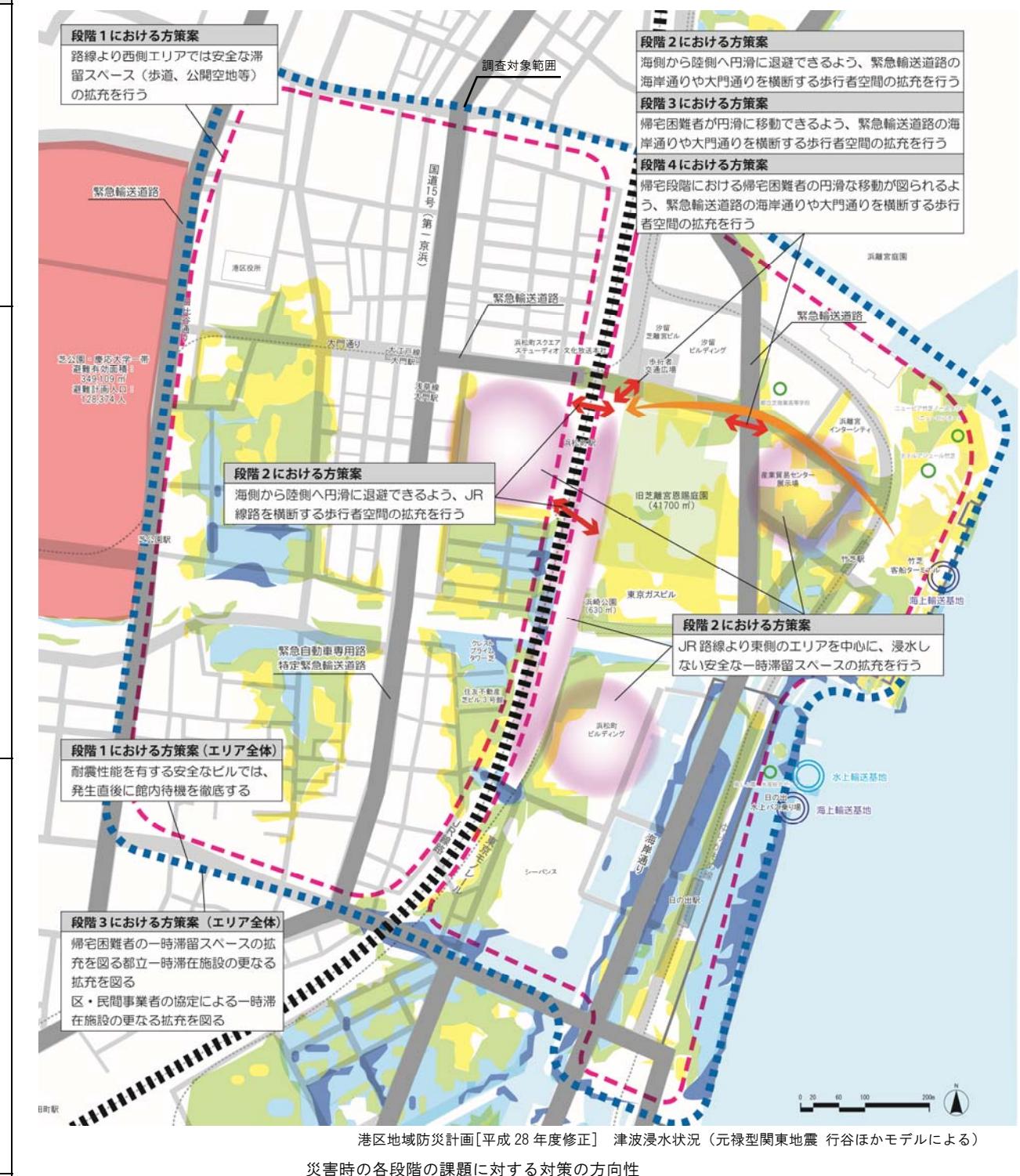
・環状七号線沿いに木造密集市街地が位置しており、地震による火災発生等により帰宅困難ルートの確保が困難と想定される。

## 2. 浜松町駅・竹芝駅周辺地区における都市再生安全確保計画のイメージ

## 2-1. 地区の課題に対する対策の方向性

各段階における屋外滞留者・帰宅困難者等の発生人数や被害状況、災害時に発生する事象をもとに、積極的な安全確保による人的被害の抑制・都市機能の継続性強化を実現するための対策の方向性を示す。

状態・課題		対策の方向性
段階1：地震発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的に超高層を除くオフィスビルより屋外に人が出た場合、JR線路より西側では屋外の安全な滞留スペース（歩道、公開空地等）が足りず混乱が生じる可能性がある。超高層ビルを含む全てのオフィスビルから人が出てしまった場合、更なる混乱が生じ危険な状態となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性能を有する安全なビルにおける、発生直後の館内待機の徹底</li> <li>JR線路より西側では安全な滞留スペース（歩道、公開空地等）の拡充</li> <li>屋外一時滞留者への情報発信を行い、安全に留まるための適切な誘導を行う</li> <li>エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持</li> </ul>
段階2：地震発生から数時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道15号（第一京浜）は緊急自動車専用路のため地上部での歩行者の横断に制約が出る可能性があり、第一京浜より西側は芝公園に退避できる可能性があるが、東側は既存の滞留スペースに一時退避することになり、一時滞留スペースが不足する。</li> <li>津波被害によりJR線路より東側は大部分が浸水の恐れがあるエリアとなっているため、浸水しない安全な滞留スペースが必要となる。</li> <li>津波リスクより海側から陸側へ退避する人が多いと想定されるため、障害となる海岸通りやJR線路部分の横断部にてボトルネックが生じる。海岸通り横断部は信号待ち等による避難のタイムロスが発生する可能性があるため、津波浸水から円滑に避難できる安全な通行空間が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水しない安全な一時滞留スペースの拡充</li> <li>JR線路・河川を横断する歩行者空間の拡充</li> <li>緊急輸送道路の海岸通りや大門通りを円滑に横断する歩行者空間の拡充</li> <li>滞留者への情報発信・情報収集を行い、安全で適切な誘導を行う</li> <li>エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持</li> </ul>
段階3：地震発生から3日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者滞在スペースの不足が生じる。</li> <li>海岸通りや大門通りの一部は緊急輸送道路のため、地上部での歩行者の横断に制約が生じる可能性がある。都の一時滞在施設も点在し多くの帰宅困難者の滞留が想定されるJR線路東側では、交通運行状況確認のための歩行者により駅付近が混雑し、歩行者の移動に支障が出る可能性がある。</li> <li>帰宅困難者のための食料などの物資が不足する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者の一時滞在スペースの拡充</li> <li>東京都一時滞在施設の更なる拡充</li> <li>区・民間事業者の協定による一時滞在施設の更多的な拡充</li> <li>緊急輸送道路の海岸通りや大門通りを横断する歩行者空間の拡充</li> <li>帰宅困難者への情報発信・情報収集を行い、安全で適切な誘導を行う</li> <li>帰宅困難者のための備蓄品の確保</li> <li>エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持</li> </ul>
段階4：地震発生から3日後～混乱が収まるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸通りや大門通りの一部は緊急輸送道路であり、竹芝・日の出ふ頭は他県からの物資を受け入れ各地域へ積替・配送を行う拠点であることから、地上の道路は多くの輸送車が通行する状況になる。超高層ビル内に留まっている人も含む多くの帰宅困難者が帰宅を始める段階であり、緊急輸送道路である海岸通りや大門通りが駅へと向かう歩行者の通行の支障となったり、竹芝客船ターミナルから駅への帰宅者の移動に支障が出る可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の海岸通りや大門通りを横断する歩行者空間の拡充</li> <li>帰宅者に対する情報発信を行い、安全で適切な誘導を行う</li> <li>エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持</li> </ul>



## 地区全体における対策の方向性をもとにした、現況及び将来整備される施設の役割イメージ

### ■ 地区全体における対策の方向性

段階 1 地震発生 直後	耐震性能を有する安全なビルにおける、発生直後の館内待機の徹底
	線路より西側における安全な滞留スペース（歩道、公開空地等）の拡充
	屋外一時滞留者への情報発信を行い、安全に留まるための適切な誘導を行う
	エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持
段階 2 地震発生 から 数時間後	浸水しない安全な一時滞留スペースの拡充
	線路・河川を横断する歩行者空間の拡充
	緊急輸送道路の海岸通りを円滑に横断する歩行者空間の拡充
	滞留者への情報発信・情報収集を行い、安全で適切な誘導を行う
	エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持
段階 3 地震発生 から 3日間	帰宅困難者の一時滞在スペースの拡充
	東京都一時滞在施設の更なる拡充
	区・民間事業者の協定による一時滞在施設の更なる拡充
	緊急輸送道路の海岸通りや大門通りを横断する歩行者空間の拡充
	帰宅困難者への情報発信・情報収集を行い、安全で適切な誘導を行う
	帰宅困難者のための備蓄品の確保
	エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持
段階 4 地震発生 から 3日後 ～混乱が 収まる まで	緊急輸送道路の海岸通りや大門通りを横断する歩行者空間の拡充
	帰宅者に対する情報発信を行い、安全で適切な誘導を行う
	エネルギーの自立やネットワーク化による都市機能の維持
	迅速な復旧に向けた救護拠点の形成
全ての段階	災害時の情報発信・情報収集
	災害時に円滑に機能する仕組み・体制づくり
	災害時の水の自立

### ■ 現況及び将来整備される施設の役割イメージ（ハード対策）

#### 機能維持する現況の施設

1. 歩行者交通広場
2. 駅（ゆりかもめ、都営地下鉄）
3. 公開空地
4. 歩行者デッキ
5. 文化放送メディアプラスビル

#### 現況の施設のうち、機能維持しつつ今後拡充していく施設

6. 駅（JR、モノレール）
7. 東京都一時滞在施設
8. 区・民間事業者間での協定による一時滞在施設

#### 将来整備・位置づけを行う施設

9. 東西自由通路（北）（南）、港歩行者専用道第8号線
10. 港歩行者専用道第1号線
11. 一時滞在スペース
12. 防災備蓄倉庫
13. 非常用電気等供給施設  
- 電源設備（CGS・非常用発電機等、蓄電池、太陽光パネル等）
14. 情報伝達施設

#### 将来整備・位置づけの検討を行う施設

15. 一時退避場所（公開空地等）
16. 旧芝離宮恩賜庭園
17. 竹芝客船ターミナル（ボードウォーク）

#### ソフト対策

18. 防災訓練等
19. エリア全体での連携

## 2-2. 都市再生安全確保施設の整備・管理（ハード対策）

### （法第19条の15第2項第二号、第三号）

用語の定義
●都市再生安全確保施設 都市再生特別措置法第19条の15に定められる都市再生安全確保計画に定める、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設として整備されるもの。 以下の、「退避経路」「退避施設」「備蓄倉庫」「非常用電気等供給施設」「その他の施設」を指す。
●退避経路 都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路。
●退避施設 都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な一定期間退避するための施設。
※一時滞在施設/東京都地域防災計画、帰宅困難者対策条例、港区地域防災計画 帰宅困難者対策条例第12条に定められる、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。
●備蓄倉庫 都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な備蓄倉庫。
●非常用電気等供給施設 都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な非常用の電気又は熱の供給施設。
●その他の施設 都市再生特別措置法第19条の15に定められる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要なその他の施設。
●一時退避場所 都市再生安全確保計画で定める、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な、地震発生直後から数時間以内の一時的に安全に滞留できるスペース。 一時退避場所の記載については、今後運用等を検討し、運用方法等が定まった時点で都市再生安全確保施設として定めることとする。

### <現況の施設>

#### ■退避経路

都市再生安全確保施設に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	管理主体	管理の内容
1-1	浜松町北口歩道橋	港区	港区	清掃、設備のメンテナンス
1-2	浜松町北口交通広場上空デッキ	港区	港区	清掃、設備のメンテナンス
1-3	港歩行者専用道第8号線 (竹芝デッキ道路部分)	港区	港区・株式会社アルベログランデ	清掃、設備のメンテナンス
1-4	歩行者専用通路1号・2号 (竹芝デッキ民地内部分)	株式会社アルベログランデ	株式会社アルベログランデ	清掃、設備のメンテナンス

#### ■退避施設（一時滞在施設）

都市再生安全確保施設に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	管理主体	管理の内容
2-1	東京都一時滞在施設 (都立芝商業高等学校)	東京都	東京都	清掃、設備のメンテナンス
2-2	東京都一時滞在施設 (島しょ農林水産総合センター)	東京都	東京都	清掃、設備のメンテナンス
2-3	東京都一時滞在施設 (ニュービア竹芝ノースタワー(ニュービアホール))	株式会社東京テレポートセンター	株式会社東京テレポートセンター	清掃、設備のメンテナンス
2-4	東京都一時滞在施設 (ホテルアジュール竹芝)	東京都	株式会社ティーケーピー	清掃、設備のメンテナンス
2-5	一時滞在施設 (日本生命浜松町クレアタワー)	日本生命保険相互会社・株式会社大林組	日本生命保険相互会社・株式会社大林組	清掃、設備のメンテナンス 帰宅困難者受入人数 655人
2-6	東京都一時滞在施設(産業貿易センター浜松町館)・ 一時滞在施設(東京ポートシティ竹芝)	東京都・株式会社アルベログランデ	東京都・株式会社アルベログランデ	清掃、設備のメンテナンス 帰宅困難者受入人数 6350人
2-7	一時滞在施設 (世界貿易センタービルディング南館)	世界貿易センタービルディング南館区分所有者による共有	世界貿易センタービルディング南館管理組合	清掃、設備のメンテナンス 帰宅困難者受入人数 372人

#### ■備蓄倉庫

都市再生安全確保施設に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	管理主体	管理の内容
3-1	防災備蓄倉庫 (都立芝商業高等学校)	東京都	東京都	清掃、設備のメンテナンス
3-2	防災備蓄倉庫 (島しょ農林水産総合センター)	東京都	東京都	清掃、設備のメンテナンス
3-3	防災備蓄倉庫 (ニュービア竹芝ノースタワー(ニュービアホール))	株式会社東京テレポートセンター	株式会社東京テレポートセンター	清掃、設備のメンテナンス
3-4	防災備蓄倉庫 (ホテルアジュール竹芝)	東京都	株式会社ティーケーピー	清掃、設備のメンテナンス
3-5	防災備蓄倉庫 (日本生命浜松町クレアタワー)	日本生命保険相互会社・株式会社大林組	日本生命保険相互会社・株式会社大林組	物資等の管理
3-6	防災備蓄倉庫(産業貿易センター浜松町館・東京ポートシティ竹芝)	東京都・株式会社アルベログランデ	東京都・株式会社アルベログランデ	物資等の管理
3-7	防災備蓄倉庫 (世界貿易センタービルディング南館)	世界貿易センタービルディング南館区分所有者による共有	世界貿易センタービルディング南館管理組合	物資等の管理

#### ■非常用電気等供給施設

都市再生安全確保施設に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	管理主体	管理の内容
4-1	電源設備、熱供給施設 (日本生命浜松町クレアタワー)	日本生命保険相互会社・株式会社大林組	日本生命保険相互会社・株式会社大林組	設備のメンテナンス
4-2	電源設備、熱供給施設 (東京ポートシティ竹芝)	株式会社アルベログランデ	株式会社アルベログランデ	設備のメンテナンス
4-3	電源設備、熱供給施設 (世界貿易センタービルディング南館)	世界貿易センタービルディング南館区分所有者による共有	世界貿易センタービルディング南館管理組合	設備のメンテナンス

#### ■その他の施設

都市再生安全確保施設に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	管理主体	管理の内容
5-1	情報伝達施設 (東京ポートシティ竹芝)	株式会社アルベログランデ	株式会社アルベログランデ	設備のメンテナンス
5-2	一時退避場所 (東京ポートシティ竹芝)	株式会社アルベログランデ	株式会社アルベログランデ	清掃、設備のメンテナンス
5-3	浮桟橋等(竹芝地区船着場(ウォーターズ竹芝前))	東日本旅客鉄道株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	設備のメンテナンス

<今後整備する施設>

■退避経路

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	事業実施期間	管理主体	管理の内容
6-1	東西自由通路（北）	港区・東日本旅客鉄道株式会社	浜松町二丁目4地区事業者	浜松町二丁目4地区において、東西自由通路（北）を整備	2018年度～	港区・浜松町二丁目4地区事業者・東日本旅客鉄道株式会社	清掃、設備のメンテナンス
6-2	東西自由通路（南）	港区	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区において、東西自由通路（南）を整備	2020年度～	港区・芝浦一丁目地区事業者	清掃、設備のメンテナンス
6-3	港歩行者専用道第1号線	港区	芝浦一丁目地区事業者、浜松町駅周辺地区土地区画整理事業施行者	芝浦一丁目地区、浜松町駅周辺地区土地区画整理事業施行者において、歩行者専用道を整備	2020年度～	港区・芝浦一丁目地区事業者	清掃、設備のメンテナンス

■退避施設（一時滞在施設）

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	事業実施期間	管理主体	管理の内容
7-1	一時滞在施設 (浜松町二丁目4地区A-1棟・A-2棟)	浜松町二丁目4地区A街区事業者	浜松町二丁目4地区A街区事業者	浜松町二丁目4地区A街区において、一時滞在スペースを整備	2017年度～	浜松町二丁目4地区A街区事業者	清掃、設備のメンテナンス 帰宅困難者受入人数 2978人
7-2	一時滞在施設 (浜松町二丁目地区)	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	浜松町二丁目地区において、一時滞在スペースを整備	2019年度～	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	清掃、設備のメンテナンス 帰宅困難者受入人数 200人
7-3	一時滞在施設 (芝浦一丁目地区)	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区において、一時滞在スペースを整備	2021年度～	芝浦一丁目地区事業者	清掃、設備のメンテナンス 帰宅困難者受入人数 3000人

■備蓄倉庫

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	事業実施期間	管理主体	管理の内容
8-1	防災備蓄倉庫 (浜松町二丁目4地区A-1棟・A-2棟)	浜松町二丁目4地区A街区事業者	浜松町二丁目4地区A街区事業者	浜松町二丁目4地区A街区において、防災備蓄倉庫を整備	2017年度～	浜松町二丁目4地区A街区事業者	物資等の管理
8-2	防災備蓄倉庫 (浜松町二丁目地区)	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	浜松町二丁目地区において、防災備蓄倉庫を整備	2019年度～	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	物資等の管理
8-3	防災備蓄倉庫 (芝浦一丁目地区)	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区において、防災備蓄倉庫を整備	2021年度～	芝浦一丁目地区事業者	物資等の管理

■非常用電気等供給施設

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	事業実施期間	管理主体	管理の内容
9-1	電源設備、熱供給施設 (浜松町二丁目4地区A-1棟・A-2棟)	浜松町二丁目4地区A街区事業者	浜松町二丁目4地区A街区事業者	浜松町二丁目4地区A街区において、電源設備を整備	2017年度～	浜松町二丁目4地区A街区事業者	設備のメンテナンス
9-2	電源設備 (浜松町二丁目地区)	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	浜松町二丁目地区において、電源設備を整備	2019年度～	浜松町二丁目地区市街地再開発組合	設備のメンテナンス
9-3	電源設備、熱供給施設、地域導管 (芝浦一丁目地区)	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区において、電源設備、熱供給施設、地域導管を整備	2021年度～	芝浦一丁目地区事業者	設備のメンテナンス

■その他の施設

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項	
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	事業実施期間	管理主体	管理の内容
10-1	情報伝達施設 (芝浦一丁目地区)	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区事業者	芝浦一丁目地区において、情報伝達施設を整備	2021年度～	芝浦一丁目地区事業者	設備のメンテナンス
10-2	情報伝達施設 (港歩行者専用道第8号線)	株式会社アルベログランデ	株式会社アルベログランデ	竹芝地区において、情報伝達施設を整備	2016年度～	株式会社アルベログランデ	設備のメンテナンス

浜松町二丁目4地区事業者：株式会社世界貿易センタービルディング、鹿島建設株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京モノレール株式会社、日本生命保険相互会社、株式会社大林組

浜松町二丁目4地区A街区事業者：株式会社世界貿易センタービルディング、鹿島建設株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京モノレール株式会社

竹芝地区事業者：株式会社アルベログランデ

芝浦一丁目地区事業者：野村不動産株式会社、野村不動産ビルディング株式会社、東日本旅客鉄道株式会社

事業実施期間：施設の工事着手時期を始期とする

※都市再生安全確保施設の整備及び管理に関する事項については、前項までで整理した対策の方向性に基づいて、実施が想定される事業及び事務の内容について、浜松町駅・竹芝駅周辺地区部会を中心に継続検討を実施し、建物所有者等と実施に向けた協議が整った施設を計画に記載していく。

## 2-3. ソフト対策（法第19条の15第2項第五号、第六号）

下記の取り組み等により、地域全体での滞留者・帰宅困難者の円滑な誘導を通じた安全性の確保を図る。

### 【災害時の滞留者等の誘導】

- ・ 画像認識技術の活用等、地域全体での滞留者の発生状況を共有する情報連携システムを構築する。
- ・ デジタルサイネージによる災害情報・鉄道運行情報の発信等、滞留者・帰宅困難者等への情報発信システムを構築する。
- ・ 滞留者の円滑な誘導については、浜松町駅周辺滞留者対策推進協議会や区と一時滞在施設等の協定を締結している民間事業者とも連携し、安全性の確保を図る。
- ・ 一時避難場所の運用等について、今後検討を行う。
- ・ 駅の滞留者等については、災害対策管理マニュアル等に則って、各鉄道事業者で安全性の確保を図る。

### 【水運を活用した物資輸送・帰宅支援】

- ・ 平常時旅客輸送を行っている竹芝・日の出ふ頭を活用し、救護・復旧拠点への物資輸送や、帰宅困難者の海上輸送による帰宅支援等、迅速な平常時への復旧を実現する。
- ・ 竹芝地区船着場（ウォーターズ竹芝前）を活用し、船への物資の荷積み及び人員の乗降等により、円滑な災害対応を実現する。

### 【災害時に備えた平常時からのエリアマネジメント】

- ・ 平常時からの防災訓練の実施等、エリア全体で連携した取組みを行うことで、災害時の円滑な対応を実現する。

## 2-4. エネルギー・水の自立（法第19条の15第2項第五号、第六号）

下記の取り組み等により、地区内での熱・電気の自立による安全性向上を図る。

### 【熱供給】

- ・ 非常時の熱供給の優先供給施設の位置づけを整理し、防災施設等への優先的熱供給を行えるようにする。
- ・ 热供給施設にCGSや非常用発電機を設置し、災害時にも拠点施設（一時避難場所、避難施設、医療施設、等）に熱供給を行えるよう対応する。

### 【非常時電源供給】

- ・ CGSや非常用発電機など自立電源の比率を高め、災害時の各建物での電気の自立性を高める。
- ・ 各地区内の滞在空間や避難空間等の街灯、ITVカメラなどに非常電源を供給（専用線を敷設）し、災害時にも安心して避難・滞在できる街を実現する。

下記の取り組み等により、水の自立による安全性向上を図る。

- ・ 雨水や再生水利用等により、水道の多系統化を推進し、災害時における給水の信頼性を高めつつ、省エネ対応も行う。
- ・ 災害による断水時にも、トイレなどへの最低限の給水が行えるよう対応する。

## 2-5. その他（法第19条の15第2項第四号）

建物所有者等の関係者と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

※本計画は必要に応じて適宜見直すものとする。

改定年月日：令和4年3月

作成者：東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会  
(浜松町駅・竹芝駅周辺地区部会)



※都市再生安全確保施設の整備及び管理に関する事項については、前項まで整理した対策の方向性に基づいて、実施が想定される事業及び事務の内容について、浜松町駅・竹芝駅周辺地区部会を中心に継続検討を実施し、建物所有者等と実施に向けた協議が整った施設を計画に記載していく。